

令和3年度 教育委員会 第16回定例会 議案

1 日 時 令和4年2月9日(水) 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第33号議案 令和4年2月県議会定例会に提出する議案

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

＜非＞第 33 号議案

令和 4 年 2 月県議会定例会に提出する議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記議案に同意する。

令和 4 年 2 月 9 日

静岡県教育委員会教育長

記

（予算案）

- 1 令和 4 年度静岡県一般会計当初予算（教育委員会関係）
- 2 令和 3 年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（条例案）

- 3 静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例
- 4 静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例
- 5 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する
条例

（その他の議案）

- 6 損害賠償請求事件の和解について

(予算案)

1 令和4年度静岡県一般会計当初予算 (教育委員会関係)

(1) 総括表

(単位:千円)

年度 区分	R3当初予算 A	R4当初予算 B	比較増減 C (B-A)	伸率 (%) C/A	主な 増減要因	
人件費 (a)	180,358,000	177,380,000	△ 2,978,000	△ 1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・計上人員(114人減) ▲497百万円 ・昇給影響額 2,026百万円 ・新陳代謝 ▲2,981百万円 ・退職手当 ▲417百万円 ・期末手当の減(0.15月分) ▲1,481百万円 	
事業費 (b) (教育費+災害対策費)	26,802,057	33,660,941	6,858,884	25.6		
教育費	行政費	9,659,619	9,167,975	△ 491,644	△ 5.1	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス新型コロナウイルス感染症対策事業費の減 (▲68百万円) ・地域産業を支える実学奨励事業費の減 (▲40百万円) ・GIGAスクールサポート充実事業費の減 (▲37百万円)
	庁舎等維持費	1,723,729	2,273,384	549,655	31.9	・県立学校等修繕費の増 (561百万円)
	国庫奨励費	7,212,150	6,875,584	△ 336,566	△ 4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校就学支援事業費の減 (▲275百万円) ・高等学校等奨学事業費の減 (▲43百万円)
	県費奨励費	235,998	243,770	7,772	3.3	・部活動指導員育成配置事業費(新規) (93百万円)
	積立金	40,000	32,303	△ 7,697	△ 19.2	・ふじのくにグローバル人材育成基金積立金の減 (▲8百万円)
	各部公共	307,800	63,800	△ 244,000	△ 79.3	・新県立中央図書館整備事業費の減 (▲267百万円)
	単独事業	7,176,761	14,558,125	7,381,364	102.9	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校等長寿命化事業費の増 (5,127百万円) ・県立学校等施設整備事業費の増 (2,290百万円)
	調査費	16,000	16,000	0	0.0	
災害対策費	補助現年災	400,000	400,000	0	0.0	
	単独現年災	30,000	30,000	0	0.0	
合計 (a+b)	207,160,057	211,040,941	3,880,884	1.9		

(2) 債務負担行為

ア 委託契約

(単位：千円)

事	項	委託予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	特別支援学校校舎建築設計委託契約 (静岡地区新特別支援学校)	288,000	115,000	173,000	R4～5
2	高等学校校舎建築設計委託契約 (静岡東高等学校)	493,000	99,000	394,000	R4～5
3	高等学校校舎建築設計委託契約 (浜松南高等学校)	589,000	118,000	471,000	R4～5
4	高等学校等奨学金等 債権回収業務委託契約	9,100	3,200	5,900	R4～6

イ 賃貸借契約

(単位：千円)

事	項	賃貸借予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	高等学校空調設備賃貸借契約 (下田高等学校ほか80校)	6,750,000	0	6,750,000	R4～19
2	特別支援学校仮設校舎賃貸借契約 (静岡北特別支援学校)	54,000	37,000	17,000	R4～8
3	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (島田高等学校)	436,000	0	436,000	R4～7
4	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (富士宮東高等学校)	234,000	146,000	88,000	R4～7
5	高等学校仮設校舎賃貸借契約 (焼津中央高等学校)	236,000	147,000	89,000	R4～7

ウ 工事契約

(単位：千円)

事	項	工事予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
1	高等学校校舎建築工事契約 (志榛地区新構想高等学校)	1,406,000	275,000	1,131,000	R4～5
2	特別支援学校校舎改修工事契約 (東部特別支援学校伊東分校)	267,000	0	267,000	R4～5
3	特別支援学校校舎改修工事契約 (静岡地区新特別支援学校)	108,000	43,000	65,000	R4～5
4	高等学校校舎建築工事契約 (沼津商業高等学校)	3,856,000	172,000	3,684,000	R4～6
5	高等学校校舎建築工事契約 (藤枝東高等学校)	2,082,000	372,000	1,710,000	R4～5
6	高等学校校舎解体工事契約 (富士宮東高等学校)	319,000	0	319,000	R4～5
7	高等学校校舎解体工事契約 (富士宮北高等学校)	58,000	0	58,000	R4～5

(単位：千円)

事	項	工事予定額	令和4年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
8	高等学校校舎建築工事契約 (清水西高等学校)	40,000	4,000	36,000	R4～5
9	高等学校校舎解体工事契約 (清水西高等学校)	38,000	4,000	34,000	R4～5
10	高等学校校舎改修工事契約 (清水西高等学校)	66,000	7,000	59,000	R4～5
11	高等学校校舎解体工事契約 (焼津中央高等学校)	285,000	0	285,000	R4～5
12	高等学校校舎建築工事契約 (浜松工業高等学校)	434,000	0	434,000	R4～5

2 令和3年度静岡県一般会計補正予算（教育委員会関係）

（1）総括表

（単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	累計
教育委員会所管分	207,029,812	▲ 3,695,426	203,334,386
人件費	180,358,000	▲ 1,535,589	178,822,411
事業費	26,671,812	▲ 2,159,837	24,511,975
教育費	26,241,812	▲ 1,780,000	24,461,812
災害対策費	430,000	▲ 379,837	50,163

（2）事業概要

ア 主な増額分

（単位：千円）

事業名	現計	補正額	説明
GIGAスクールサポート充実事業費	130,000	560,000	県立高校における生徒1人1台端末環境を推進するため、貸与が必要な生徒向けのタブレット端末を整備する経費の補正
県立学校行事キャンセル料支援事業費助成	9,600	17,600	県立学校の学校行事キャンセル料支援に要する経費の補正

イ 主な減額分（5億円以上の事業）

（単位：千円）

事業名	現計	補正額	説明
教職員給与費	180,358,000	▲ 1,535,589	事業費の確定に伴う教職員に係る人件費の減額
県立学校等施設整備事業費	2,335,900	▲ 559,025	事業費の確定に伴う事業費の減額
県立学校等長寿命化事業費	3,952,560	▲ 505,053	事業費の確定に伴う事業費の減額

（3）繰越明許費

ア 変更

（単位：千円）

事業名	金額		説明
	補正前	補正後	
教育総務費	58,000	628,000	国の補正予算に係るGIGAスクールサポート充実事業において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育管理費	291,000	1,498,000	県立学校等長寿命化事業等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

イ 追加

(単位：千円)

事業名	金額	説明
現年災害教育施設復旧費	49,000	現年災害教育施設復旧事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

(4) 債務負担行為

ア 委託契約

(単位：千円)

事 項	委託予定額	令和3年度 計上予算額	債務負担行為 限度額	期 間
特別支援学校仮設校舎建築設計 委託契約（静岡北特別支援学校）	3,600	0	3,600	R3～4

(条例案)

3 静岡県立学校設置条例の一部を改正する条例

義務教育課
高校教育課

静岡県立ふじのくに中学校及び静岡県立伊豆伊東高等学校を設置するため、
所要の改正を行うものである。

(1) 改正の概要

ア 静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）設置基本方針に基づき、新たに静岡県立ふじのくに中学校を設置する。

イ 静岡県立高等学校第三次長期計画に基づき、静岡県立伊東高等学校及び静岡県立伊東商業高等学校を再編整備し、新たに静岡県立伊豆伊東高等学校を設置する。

(2) 施行期日

令和5年4月1日

4 静岡県教育委員会職員等定数条例の一部を改正する条例

教育総務課

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）等に基づき、職員定数の改正を行うものである。

（1）改正の概要

区分	現行定数	改正定数	増減
学校の職員	8, 141人	<u>8, 059人</u>	△82人
県費負担教職員	11, 339人	<u>11, 272人</u>	△67人

（2）施行期日

令和4年4月1日

5 静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の一部を改正する条例

社会教育課

民法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 59 号）及び銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 69 号）の施行並びに青少年を取り巻く環境の変化に対応し、青少年のための良好な環境整備を図るため、所要の改正を行うものである。

（1）改正の概要

ア 民法の一部を改正する法律の施行に伴い、成年年齢が 18 歳に引き下げられるとともに、女性の婚姻適齢が 18 歳へ引き上げられることから、青少年の定義のうち、成年擬制に関する文言を削除する。

イ 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく所持禁止物件にクロスボウが追加されることに伴い、玩具類等の定義からクロスボウを除外する。

ウ 有害興行又は有害図書類の指定に当たり、知事が定める団体が不相当と認めたものを対象とする「団体指定方式」を導入する。

エ 条例の保護対象である青少年を罰則の対象から除外する。

オ その他必要な改正を行う。

（2）施行期日

令和 4 年 4 月 1 日。ただし、(1)ウについては、令和 4 年 10 月 1 日。

(その他の議案)

6 損害賠償請求事件の和解について

教育総務課

県は、県立掛川工業高等学校において発生した事故による損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

和解の相手方の住所、氏名	掛川市下土方 159 番地の 1 ゆめさき D202 藤原 駿斗
和解事項	<ul style="list-style-type: none">・ 県は、損害賠償金 13,000,000 円を支払う。・ 今後、本件について、裁判上、裁判外においても、いっさいの請求を行わない。
事件の概要	令和元年 9 月 10 日、県立掛川工業高等学校機械実習室で実習授業中、藤原駿斗が横フライス盤を用いて部品加工をしていたところ、左示指を負傷し、後遺障害が残ったものである。

第16回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報 告 事項 1	静岡県スポーツ推進計画の改定	P 1
報 告 事項 2	幼児教育 GOOD DESIGN AWARD	P 3
報 告 事項 3	御殿場裾野地区特別支援学校高等部新分校の設置場所の決定	P 5
報 告 事項 4	東部特別支援学校伊東分校の移転	P 7
配 付 報告 1	令和 5 年度静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点について	P 9
配 付 報告 2	静岡県専門高等学校等「学業・技能・態度・行動優秀賞」	P11
配 付 報告 3	包括外部監査の結果に基づく措置の報告	P13
報 告 事項 5	<非>長期不登校事案の発生（報告）	P53
配 付 報告 4	<非>教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	P57

静岡県スポーツ推進計画の改定

(スポーツ・文化観光部 スポーツ政策課)

1 要 旨

- ・ 現在、見直しを進めている静岡県スポーツ推進計画の素案(目標年次:2025 年度)について、スポーツ基本法第 10 条 2 の規定に基づき、静岡県教育委員会の御意見を伺う。

2 改定の経緯

- ・ 平成 24 年 3 月に策定された国のスポーツ基本計画(平成 24 年 3 月策定)を参酌して平成 26 年 7 月に、「静岡県スポーツ推進計画」を策定し、平成 30 年 3 月には「スポーツの聖地づくり」を新たな理念として「静岡県スポーツ推進計画」を改定した。
- ・ 現在、2021 年度末改定予定の国スポーツ基本計画(第 3 期)を参酌するとともに、現静岡県スポーツ推進計画の進捗状況を踏まえ、改定を進めた。
- ・ 静岡県スポーツ推進審議会では、審議にあたり 3 つの部会を設けて分野別に審議を行った。

3 改訂のポイント

改訂の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模国際スポーツ大会の終了に伴い、イベント中心の取り組みから日常におけるスポーツ振興への転換を目指す ○ 日常におけるスポーツ振興の最終目標としての「スポーツの聖地」をより分かりやすく表現し、スポーツの聖地づくりの取組を推進 ○ 2021 年度末改訂予定の国スポーツ基本計画(第 3 期)を参酌するとともに、現静岡県スポーツ推進計画の進捗状況を踏まえた見直し 		
計画期間	○ 上位計画である静岡県総合計画(後期アクションプラン)に準じ 4 年間(2022~2025 年度)		
「スポーツの聖地」の要素	<ul style="list-style-type: none"> ○ “スポ・レク”から“競技”まで個人の志向への幅広い対応 ○ 多様な形態での日常的参画 ○ 性別、年齢、障害にかかわらず参画 ○ アスリートの活躍による次世代育成 ○ 地域毎の特色あるスポーツの取組 ○ スポーツビジネスの充実による経済活性化 		
3 本柱による施策体系			<p>新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツの聖地づくりを強力に推進するためのスポーツコミッションの設置 ・ 東京 2020 大会パラリンピアンへの躍進をパラスポーツの発展につなげるための支援促進 ・ トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進 など

静岡県スポーツ推進審議会委員（令和3年度）

No.	名 前	職 名	分野別審議
1	◎ 富田 寿人	静岡理工科大学総合情報学部 教授	A
2	○ 武田 知己	県高等学校体育連盟 会長	A
3	河合 祐一	県中学校体育連盟 会長	A
4	岩水 素江	菊川市体育協会 会長	A
5	高村 謙二	裾野市長(後任者調整中)	C
6	竹田 利恵子	静岡県スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	A
7	杉山 克秀	静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 会長	C
8	杉山 康司	国立大学法人静岡大学教育学部 教授	C
9	鈴木 義乃	静岡県レクリエーション協会 事務局長	A
10	秋本 啓子	静岡県立静岡視覚特別支援学校指導員	B
11	青野 宏子	島田市レクリエーション協会 理事	C
12	荻田 雅宏	(株)静岡新聞社 編集局長	C
13	星野 明宏	静岡聖光学院中学校・高等学校 校長	C
14	里 大輔	静岡県ラグビーフットボール協会 強化ダイレクター	B
15	沖 美穂	シドニー、アテネ、北京オリンピック 個人ロードレース代表	B
16	石川 恵一朗	(公財)静岡県スポーツ協会 専務理事	B
17	山本 昌邦	(一財)静岡県サッカー協会 副会長	B
18	吉田 早織	常葉大学健康プロデュース学部 准教授	B
19	水村 珠青	草薙整形外科医院 医師	B

◎審議会会長 ○審議会副会長 □分野別審議の部会長

○「静岡県スポーツ推進審議会」開催状況

回次	開催日	審議内容 等
第1回	令和3年 7月 2日	現行計画の概要と進捗状況、次期計画の体系案 など
第2回	令和3年 12月 1日	分野別会議での審議状況、部会意見への対応案説明など
第3回	令和4年 3月 中旬	予定

○分野別審議の状況

<第1回部会（WEB開催）>

部会	審議分野	開催日
A	スポーツによる健康づくり	令和3年9月14日（火）
B	スポーツ文化の醸成と共生社会の実現	令和3年9月9日（木）
C	地域特性を活かした地域と経済の活性化	令和3年9月15日（水）

<第2回>書面開催 令和3年11月12日（金）から19日（金）

○パブコメ実施状況

期間：令和3年12月27日（月）から令和4年1月20日（木）まで

意見件数：2件

令和 3 年度 幼児教育 GOOD DESIGN AWARD

(義務教育課)

1 目的

市町の幼児教育推進に係る取組の中から、各カテゴリーにおける多様な取組を選定し、その内容を広報することにより、好事例の普及と市町間の連携を促進し、市町の幼児教育推進体制構築を支援する。

2 対象

県内全ての市町幼児教育主管課（政令市を含む）

3 選考方法

35 市町に、幼児教育推進体制について「全ての施設種を含めた体制作り」「キャリアに応じた研修体系構築」「ICT 活用による園務環境整備」などのカテゴリーごとの調査票に回答をしてもらう形式で調査を実施、調査結果を選考委員会で審議する。

4 選考委員会の実施

(1) 日 時 令和 3 年 11 月 17 日 午後 3 時 30 分から 4 時 30 分まで

(2) 出席者 令和 3 年度幼児教育 GOOD DESIGN AWARD 選考委員

静岡大学教育学部教授 田宮 縁 氏	静岡市内公私立幼稚園評議員 宮村 典雄 氏
焼津市立黒石小学校長 宮澤 礼子 氏	静岡教育事務所地域支援課教育主幹 能崎 弥生 氏
静岡教育事務所地域支援課参事 土屋真由美 氏	

(3) 開催方法 ZOOM によるオンライン会議

5 選考結果

(1) カテゴリー「全ての施設種・園種を含めた体制づくり」について

ア 受賞市町：**浜松市**

イ 選考委員会での評価

幼児教育の施策等を協議する浜松市幼児教育推進協議会を設置しており、その委員は、公私立の幼稚園・保育所・認定こども園、認可外保育施設、関係部局の担当者で構成され、オール浜松の組織となっていることや、市内にあるすべての保育施設を対象にした研修を実施していること、幼児教育アドバイザーが配置され、保育所や認可外保育施設にも訪問支援を行っていることなどが高く評価される。

(2) カテゴリー「保育者のキャリアに応じた研修体制構築」について

ア 受賞市町：**富士市**

イ 選考委員会での評価

人材育成指標をもとに多種にわたる研修を実施している。特に、保育士のために市独自で保育キャリアアップ研修を実施していたり、管理職対象の研修を実施していたりする点は高く評価される。また、オンライン研修の導入等、保育者の多忙化に対応した方法で研修を実施していたり、幼稚園や認定こども園の初任者だけでなく保育所の初任者に対しても指導員をつけて訪問指導をしていたりする点は、他市町でもぜひ参考にしてほしい取組である。

(3) カテゴリー「ICT活用による園務環境の整備」

ア 受賞市町：袋井市

イ 選考委員会での評価

一人1台のPCが支給されており、業務支援ソフトを活用して、様々な業務の改善や情報の受発信の推進が図られ、保護者も職員も負担軽減につながっている点、オンライン研修の充実を図るための体制づくりが私立園も含め図られている点、保育の質の向上という視点でICT活用の効果実証を進めている点が評価される。他市町の参考になる点が多い。

6 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 2月上旬 | 静岡県就学前教育推進協議会及び静岡県教育委員会定例会に報告 |
| 2月18日 | 第2回幼児教育アドバイザー研修会にて受賞市町の事例発表 |
| 2月18日以降 | 静岡県就学前教育情報サイト、静岡県幼児教育センター便りで紹介
マスメディアにも話題を提供 |
| 令和4年度 | 市町幼児教育担当者連絡会、市町幼児教育アドバイザー研修会における分科会において受賞市町の事例をもとに各市町の取組を協議していく。 |

7 次年度に向けて

- ・本年度は全ての市町に調査票の提出を求めたため、同じ視点で各市町の取組を並べてみる事ができ、県内の全体の傾向を理解することができた。しかし、各市町が、調査票に示された項目に該当している場合に○をつける形式だったため、その市町がアピールしたいその市町ならではの魅力ある取組が伝わりにくかった。選考委員からも、「調査票だけでは審査が非常に難しい。来年度以降は、記述式のエントリー制にしてはどうか」という意見を多くいただいた。
- ・来年度は、本事業の目的である「市町ならではの魅力ある取組を県内外に広く発信することによって、県内市町の横の連携と各市町の幼児教育推進体制構築を支援する」ことに迫るためにも、今回の課題を踏まえ、実施内容や方法を改善していくことが必要と考える。

(件名)

御殿場裾野地区特別支援学校高等部新分校の設置場所の決定

(特別支援教育課)

(概要)

御殿場裾野地区に、特別支援学校高等部分校を整備する。

1 設置のねらい

- (1) 御殿場特別支援学校の狭隘化解消
- (2) 同年代同士の共生・共育の推進

2 設置場所

県立小山高等学校内（駿東郡小山町竹之下）

3 開校年月

令和 6 年 4 月（予定）

4 設置学部等

高等部（9人×2学級×3学年 計54人程度）

5 対 象

知的障害（比較的軽度の生徒を対象）

6 通学範囲

御殿場市、裾野市、小山町

7 整備スケジュール

令和 4 年 2 月 9 日 定例会報告

令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月 設計・改修工事

令和 6 年 4 月 開校

その他 高等部分校設置実績

開校年度	分校名称	設置先の高校
H 1 4	東部特別支援学校伊豆高原分校	伊東高校城ヶ崎分校
H 1 6	静岡北特別支援学校南の丘分校	駿河総合高校
H 1 8	掛川特別支援学校御前崎分校	池新田高校
H 2 1	沼津特別支援学校伊豆田方分校	田方農業高校
H 2 2	袋井特別支援学校磐田見付分校	磐田北高校
H 2 3	東部特別支援学校伊豆松崎分校	松崎高校
H 2 3	富士特別支援学校富士宮分校	富士宮北高校
H 2 3	浜松特別支援学校城北分校	浜松城北工業高校
H 2 5	沼津特別支援学校愛鷹分校	沼津城北高校
H 2 5	藤枝特別支援学校焼津分校	焼津水産高校
R 5（予定）	富士富士宮地区新分校	富士東高校

白
紙

(件名)

東部特別支援学校伊東分校の移転

(特別支援教育課)

(概要)

- ・「伊東市立小・中学校の規模及び配置の適正化に向けた基本方針」に基づき、伊東分校を設置している伊東市立西小学校が東小学校に移転統合され、令和 5 年 3 月末で閉校となる予定
- ・西小学校は、市の跡地活用の関係で使用できなくなるため、伊東分校は移転が必要

1 移転整備

区 分		現 在	移 転 後
設置場所		伊東市幸町 1-5 (伊東市立西小学校内)	伊東市岡 1270-1 (伊東市立旭小学校跡地)
学 区		熱海市・伊東市	同左
整備 内容	学 部	小学部・中学部	同左
	対 象	知的(単一・重複)、肢体重複	同左
	cl 数	44人(小学部 31人、中学部 13人) 17cl(小学部 12cl、中学部 5cl)	現在と同規模を想定
備 考		・R5.4以降、旭小改修工事期間中は伊東分校は引き続き西小学校跡に設置	・通学負担を考慮した立地や施設規模の観点から、伊東市との協議を踏まえ移転先を選定 ・既存校舎を改修し移転

2 整備スケジュール

令和 4 年 2 月 9 日 定例会報告

令和 4 年 4 月～令和 5 年 9 月 設計・改修工事

令和 5 年 9 月 移転予定

白
紙

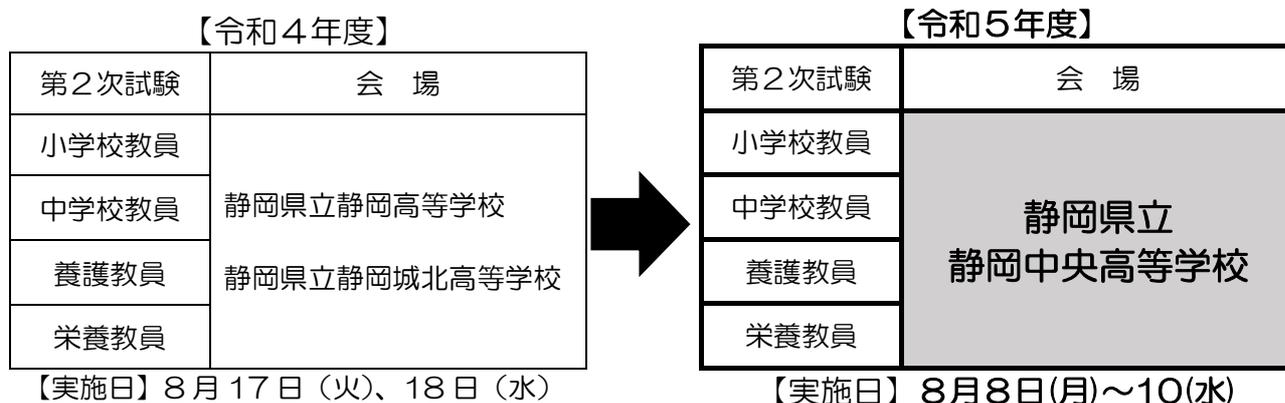
(件 名)

令和5年度 静岡県公立学校教員採用選考試験の変更点について

(義務教育課・高校教育課・特別支援教育課)

1 小中学校教員・養護教員・栄養教員の変更点

第2次選考試験の「会場」及び「実施日」を変更する。来年度は、静岡県立静岡中央高等学校を会場とし、8月8日（月）から10日（水）の3日間で実施する。



2 高等学校教員の変更点

(1) 「工業（建築・デザイン）」を実施

今年度実施した「建築・土木」から「建築・デザイン」に変更し、工業は「機械」及び「電気電子通信」と合わせて3科目の実施とする。「建築・デザイン」は建築のデザインではなく、建築分野と工業デザイン分野から出題する。

(2) 「水産（総合）」を実施

今年度実施した「水産（機関）」に加えて「水産（総合）」を実施する。「水産（総合）」は教科「水産」から幅広く出題する。

(3) 「福祉」を実施

今年度実施しなかった「福祉」を実施する。「福祉」では医療機関等での勤務経験を有する者を対象とした特別選考も実施する。

3 特別支援学校教員の変更点

今年度からの変更点は特になし。以下の点は、今年度から実施しており、来年度も継続して実施する。

- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校普通免許状の4つの免許所有者の教科専門試験における加点を8点とする。

白
紙

(件 名)

知事褒賞授与者（高校生）の決定

(高校教育課)

(要旨)

職業教育関係学校の生徒・学生等に対する知事表彰制度において、以下のとおり知事褒賞を高校生に授与する。

(概要)

1 知事褒賞授与者

	学校名 (学科等)	学年	氏 名	学業に関連した顕著な業績
1	県立田方農業高等学校 (農業・食品科学科)	3	まつもと ののか 松本 希乃花	「学校農業クラブ全国大会優秀賞」 「農業技術検定 2 級」等
2	県立田方農業高等学校 (農業・ライフデザイン科)	3	たかはし そうた 高橋 颯太	「学校農業クラブ全国大会最優秀賞」 「アグリマイスタープラチナ」等
3	県立沼津商業高等学校 (商業・総合ビジネス科)	3	やまもと さくと 山本 咲人	「全国高等学校簿記競技大会個人 5 位」 「日商簿記検定 1 級」等
4	県立浜松商業高等学校 (商業・商業科)	3	やまなし ともか 山梨 朋香	「全国高等学校簿記競技大会個人 6 位・ 団体準優勝」 「日商簿記検定 1 級」等
5	城南静岡高等学校 (商業・ICT科)	3	しみず さや 清水 彩耶	「日商簿記検定 1 級」 「全商各種検定試験 8 種目 1 級合格」等
6	県立静岡商業高等学校 (商業・情報処理科)	3	あさひ な りく 朝比奈 琉空	「応用情報技術者」 「全商各種検定試験 7 種目 1 級合格」等
7	浜松学芸高等学校 (芸術・芸術科)	3	ぬのめ かほ 布目 華穂	「学芸書道全国展文部科学大臣賞」 「国際高校生選抜書展 優秀賞」等

白
紙

令和 2 年度包括外部監査の結果に基づく措置報告について

(財 務 課)

1 要旨

令和 3 年 3 月 17 日に公表された包括外部監査結果に基づく措置について別添のとおり提出し、令和 4 年 1 月 28 日に公表された。(県公報登載)

2 監査結果

(1)指摘 なし

(2)意見 38 事業に対し 93 件の「意見」があった。

(主な意見の内容)

①成果指標と活動指標について (30 事業)

「㊦成果指標や活動指標がない」

事業の良し悪しが判断できず、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできない

「㊧成果指標や活動指標が直接的ではない」

事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。

「㊨成果指標や活動指標が明確ではない」

事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか分かりづらい。

②ホームページ (HP) の表示について (4 事業)

「情報提供の推進に関する要綱」では、県が保有する情報を誰でも迅速かつ容易に利用できるよう積極的な情報提供を求めているが、HP にデータの公開が求められるが公開されていないものやデータは公開されているが定期的に更新されていないものが散見された。

3 措置状況報告

監査結果 (意見) に対し、次のように報告した。

(1) 総論

成果指標を活動指標について、意見の趣旨を踏まえ、静岡県の新ビジョンの基本構想や静岡県教育振興基本計画における目標達成に向けて、成果指標・活動指標の適切な設定や文書による明確化に取り組み、事業活動の効果的・効率的な評価・見直しを図っていく。

(2) 成果指標、活動指標に係る事業 (30 事業 32 件)

ア 令和3年度事業開始に当たり、成果指標と活動指標を設定した。(18 件)

イ 令和4年度当初予算調書から成果指標と活動指標を記載する。(10 件)

ウ 令和3年度中に検討し、方針を決定するもの (3 件)

エ 事業終了のため、措置不要としたもの (1 件)

(3) ホームページ (HP) 関係する事業 (4 事業 4 件)

監査の指導に従い、ホームページの内容を更新し、今後も定期的に更新していく体制づくりを行うこととした。

(4) 監査の指導に従い、措置したもの (29 事業 67 件)

(5) 監査の指導に従い、措置対応中のもの (5 事業 6 件)

(6) 監査の指導について、対応を検討中のもの (3 事業 9 件)

(7) 事業終了のため、措置不要としたもの (4 事業 9 件)

(8) 措置困難なもの (2 事業 2 件)

(9) (5)及び(6)については、年度末進捗状況を報告し、県公報で公表されることとなる。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年1月28日

静岡県監査委員	森	裕
静岡県監査委員	渡邊	芳文
静岡県監査委員	渡瀬	典幸
静岡県監査委員	大石	哲司

1 包括外部監査の特定事件

令和2年度

「教育の振興に関する施策の財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置

注) 表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和2年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監査結果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容					
A 総論						
意見	<p>①成果指標と活動指標について</p> <p>監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉞成果指標や活動指標がない」、「㉟成果指標や活動指標が直接的ではない」、「㊱成果指標や活動指標が明確ではない」ものが散見された。</p> <p>㉞については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㉟については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>㊱については、成果指標及び活動指標を文書で明確化していない場合、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい。</p> <p>特に、監査対象事業である「教育の振興に関する事業」は公益性</p>	P32, 33, 34, 35	措置 対応中	個々の事業について、効果を適切に測定・評価しうる成果指標等を設定することは、難しい面があるが、意見の趣旨を踏まえ、静岡県の新ビジョンの基本構想や静岡県教育振興基本計画の改定作業、予算編成作業を通じて、その目標となる成果指標・活動指標の適切な設定や文書による明確化に取り組み、事業活動の効果的・効率的な評価・見直しを図っていく。	令和4年 3月	教育 委員会

	<p>が比較的高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>					
意見	<p>②ホームページ（以下、HP）の表示について</p> <p>教育の振興に関する施策に関連するHPを確認したところ、「㉞HPにデータの公開が求められるが公開されていない」、「㉟HPにデータは公開されているが定期的に更新されていない」ものが散見された。</p> <p>㉞については本要綱違反であり、㉟については、定期的に更新がされないHPは閲覧頻度が下がりがやすく、HPを有効活用できていないと考えられる。それぞれ、改善に努めて頂きたい。</p> <p>また、教育委員会では各県立学校等の執行実績をHPで開示しているが、各県立学校等の並び順は、あいうえお順でも地域順でもないため、閲覧したい学校等の執務実績が探しづらい状況である。また、所管が異なる高等学校と特別支援学校を混在して表示しており、違和感がある。</p> <p>HPにおいては、利用者が探しやすいように表示することが望ましいため、HPを管理する法務文書課及び電子県庁課と検討して頂きたい。</p>	P36	措置 対応中	<p>「教育委員会情報提供の推進に関する要綱」において公開を定めている「事務事業及び執行実績」については、定期監査実施日の属する月の翌月の初日までにホームページに公開することになっている。</p> <p>令和2年9月確認時点で、HPに最新のデータが公開されていない所属については、昨年度中に最新の情報を公開した。</p> <p>今後、毎月末に監査を受けた所属のリストを確認し、データ公開の管理を行う。</p> <p>HPにおける表示については、当初にHPに登載した順に並んでいるため、校種別、学校番号順に並ぶよう表示の修正を行う。</p>	令和3年 9月	教 育 総務課
B-01 小中学校学習支援事業費						
意見	<p>①活動指標の文書化について</p> <p>理系教育は活動指標を文書で明確化していないため、本事業の</p>	P40	措 置 完 了	<p>令和4年度当初予算調書から理系教育の活動指標を記載することとし</p>	令和3年 3月	義 務 教育課

	<p>「結果（アウトプット）」が何か、結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。</p>			た。		
意見	<p>②非常勤講師及びサポーター（以下、支援員）の配置について</p> <p>支援員の支援対象を広く捉え、他の児童生徒に対する学習支援を充実していくことも、定期的に検討することが望ましいと考える。</p> <p>また、担当課が、各学校に対する学び方支援サポーターの配置を決定するにあたり、各学校のニーズに応じた適切な配置とすることを常に心がけることが重要である。その際、担当課は各市町に対して、単なる配置数の伝達ではなく、県の配置方針について、より丁寧に説明すべきと考える。</p>	P40	措置完了	<p>学び方支援員等の活用方法については、成績上位の児童生徒には別途課題を与えるなど、それぞれの学習進捗状況に応じた対応策を講じている。</p> <p>配置決定に際しては市町及び学校に対し、配置対象に係る県の方針のほか、期待される指導形態及び導入効果について、文書により説明を行っている。</p>	令和3年3月	義務教育課
意見	<p>③学力向上推進プロジェクトのチア・アップコンテンツについて</p> <p>学校や教員にとって、県のHP上で公開されている教師用研修支援資料「チア・アップコンテンツ」を有効活用することができれば、教員の負担軽減に繋がり有益であると考えられる。</p> <p>そのため、担当課は、学校や教員がチア・アップコンテンツを活用しない要因を把握し、見直していくことが重要と考える。</p>	P41	措置不要	<p>教員の負担軽減のために作成したチア・アップコンテンツは、これまで有効なツールとして活用してきたが、これに代わる研修支援資料が整うなど、その役割が終了したことから、作成を終了した。</p> <p>この研修支援資料については、令和3年8月及び12月開催の「学力向上連絡協議会」で市町教育委員会学力担当者に配付して活用を促し、その後の協議の際に、資料活用状況を把握することとした。</p>		義務教育課

B-02 スクール・サポート・スタッフ配置事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の文書化、及び成果指標の設定について 本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。また成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「教員が児童生徒に向き合う時間の増加量」や「教員の休日出勤や残業時間の減少時間」も適当と考える。</p>	P44	措置完了	<p>教員が児童生徒に向き合う時間は計測困難のため、令和3年度当初予算調書から「配置により減少した勤務時間数」を掲載し、成果指標とした。</p>	令和3年 3月	義務 教育課
意見	<p>②スクール・サポート・スタッフ（以下、スタッフ）の配置について 担当課は、政策に基づき小中学校の配置数を決定しているが、予算の制限があるため、現状、各小中学校の配置期待数が配置実績数を上回っている状況である。</p> <p>担当課は市町に対し、配置方針を早めに伝達するなど連携して、各小中学校が必要とする配置数の実現に向けて必要な協力を行うべきと考える。</p> <p>また、スタッフ配置の効果を高める観点から、新年度当初時期の配置を可能にするような県独自の運用を検討することが望ましいと考える。</p>	P45	措置完了	<p>市町に対し、国庫の額が判明した3月26日に本年度の県の配置方針及び配置時間数を伝達した。</p> <p>今後は更に、各市町が新年度に向け準備を行うことができるよう、事前に配置方針を伝達することとした。</p>	令和3年 3月	義務 教育課
B-03 魅力ある学校づくり推進事業費						
意見	<p>①活動指標の文書化について 本事業は活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「結果（アウトプット）」が何か、結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわか</p>	P48, 49	措置不要	<p>意見のあった事業については、既に完了している。</p> <p>今後同様の事業を行う場合は、予算調書に各指標を記載し、明確化を図</p>		高校 教育課

	<p>りづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適切と考える。</p>					
意見	<p>②事業区分の見直しについて</p> <p>本事業は「魅力ある学校づくり」という抽象的な事業名の下に、多種多様な事業項目が盛り込まれており、事業全体のまとまり感がないと考える。</p> <p>このような状況は、事業の目標管理や予算管理をするうえで適切な設定とは言い難く、事業区分の見直しを検討すべきと考える。</p>	P49	措置要	<p>意見のあった事業については、既に完了している。</p> <p>事業区分については、執行の効率化や、事業の整理統合の観点から決定されることもあり、事業課として全てを指摘のとおりに整理し難い面もあるが、今後同様の事業を行う場合には、意見を踏まえ適切な事業区分となるよう調整する。</p>		高校教育課
意見	<p>③事業経費の管理について／専門高校（農水工商等）の充実</p> <p>本事業では、『平成31年度「技芸を磨く実学の星」育成事業実施要項』に基づき、民間熟練技能者による実習指導等の経費を補助しており、1校当たりの年間経費上限額が定められている。</p> <p>しかし、実施要項に基づく運用が行われていなかったため、以下の3点を見直す必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課は、過去実績などを分析し、実施要項を実態に合わせて見直すべきである。 ・担当課内での検討プロセスを、文書化すべきである。 ・担当課は各学校に対し、本事業メニューの周知を図るべきである。 	P50, 51	措置要	<p>意見のあった事業については、既に完了している。</p> <p>今後同様の事業を行う場合には各学校の専門学科及び総合学科に関する学級数において上限額を設定し、実態に合わせ改善する。</p> <p>検討プロセスについては、提出期限後に班内会議を設定し、対象校を決定するように改善する。</p> <p>対象校に通知文を发出すると共に、校長会等において高校教育課所管事項説明時に、事業概要を説明し周知を図っていく。</p>		高校教育課
意見	<p>④事業経費の管理について／過疎地域の学校の支援</p> <p>平成31年度の事業報告書を確認したところ、学校からの2件の事業報告書について、実績額を円単位ではなく千円単位で報告していたが、担当課は、修正の指示などをしていなかった。</p> <p>担当課は、事業報告書が所定のルールに基づいて作成されている</p>	P52	措置要	<p>事業廃止のため意見のあった事業については、既に完了している。</p> <p>指摘の事項については、今後他の事業であっても、実施校からの報告書については、ルールどおりに作成がされているかを注意深く確認し、必</p>		高校教育課

	ことを、注意深く確認すべきである。			要に応じて修正を求めるなど適切に対応することとする。		
B-04 高等学校管理費						
意見	<p>①予実管理の精度の底上げについて</p> <p>各学校における予実管理は、予算の適切な執行を行うために重要な手続きであり、担当課は、以下のような対策も実施して、全体の予実管理の精度の底上げを図るべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予実管理が適切にできている担当者から工夫している点などを聞き取って、適切にできていない担当者に伝える ・単年度ベースの予実管理表に、過年度数年間の実績欄を追加し、経費の発生トレンドを意識させるような取組を行う 	P55	措置完了	<p>予算執行に課題のある学校に対しては、当課職員が学校へ出向きヒアリングを実施することで課題を把握し、助言を行っている。学校訪問は継続して実施していくが、今後は各校で取り組んでいる好事例を周知し、また具体的な管理方法を示すことで予算管理の徹底を促していくこととした。</p>	令和3年4月	高校教育課
意見	<p>②事務局から教職員への説明について</p> <p>事務局から教職員への説明方法は各学校によって異なるが、一部の学校では好事例が見受けられたため、担当課は、他校の参考となる取組につき、積極的に横展開していくことが望ましいと考える。</p>	P56	措置完了	<p>令和2年度の新任校長研修会において、学校の好事例の取組の周知を行った。今後も継続して周知していく。</p>	令和2年9月	高校教育課
B-05 次代を担う人材育成事業費						
意見	<p>①活動指標の文書化について</p> <p>主権者教育事業と地域との協働による高等学校教育改革推進事業（地域魅力化型）は活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「結果（アウトプット）」が何か、結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。</p>	P59, 60	措置対応中	<p>令和3年度にどのような活動指標にするのかを検討したうえで、令和4年度当初予算編成時の歳出予算調書に記載することで明確化していく。</p>	令和4年3月	高校教育課

意見	<p>②事業区分の見直しについて</p> <p>内容的に雑多で相互関連性も希薄なプログラムが「次代を担う人材育成事業費」という抽象的な事業名の下にまとめてぶら下げられていて、事業全体のまとまり感がないと考える。</p> <p>このような状況は、事業の目標管理や予算管理をするうえでも、適切な設定とは言い難く、事業区分の見直しを検討すべきと考える。</p>	P60	検討中	<p>現状、本事業費の大半が国庫委託事業（国庫10/10）であるため、国庫予算の動向も踏まえ、今後、事業区分の見直しを検討していく。</p>	令和4年3月	高校教育課
B-06 県立中央図書館管理運営費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想等に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考えられるため、成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>県立中央図書館の維持管理に要する支出であることから、成果指標としては「施設設備の不具合による事故の件数」、活動指標としては「計画された安全点検の実施率」が適当と考える。</p>	P63, 64	措置完了	<p>令和3年度事業開始に当たり、利用する県民の安全・安心を確保するため、成果指標として「施設設備の不具合による事故の件数」を設定した。</p> <p>また、職員による安全点検の計画を作成し、活動指標として「計画された安全点検の実施率」を設定した。令和4年度当初予算調書に記載することとした。</p>	令和3年3月	社会教育課
意見	<p>②Twitterによる情報発信について</p> <p>「図書館のことを知ってもらうことの契機にする」ことは、Twitterを用いた情報発信の最初のステップであり、最終目標ではないと考える。</p> <p>Twitterの活動結果を蓄積、分析して、成果指標等の達成に繋げて頂きたい。</p>	P64	措置完了	<p>これまでに約340件の記事を配信し、約400人のフォロワーを獲得してきた。今後も積極的に活用を推進し、Twitterの活動結果を蓄積させ、分析を進めていく。</p>	令和3年3月	社会教育課
B-07 県立中央図書館資料充実費						
意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、</p>	P67	措置完了	<p>令和3年度事業開始に当たり、活動指標として県立中央図書館の「協力貸出数」「遠隔地貸出</p>	令和3年3月	社会教育課

	<p>成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。そのため、活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、事業の内容を踏まえ、子ども読書研究室の認知等が考えられるが、成果指標と紐づけて設定することが適当と考える。</p>			<p>数」及び Twitter の効果測定のため「16~22 歳の新規登録者数」を設定した。令和4年度当初予算調書に記載することとした。</p>		
意見	<p>②図書購入に関する入札事務手続について</p> <p>現状の発注方法は静岡県原則的な手続と考えるが、県立中央図書館（以下、当館）及び書店は毎週入札又は見積合わせを行っているため、事務手続が煩雑と考える。また、週単位で発注先が変わる可能性があり、直ぐに検収できない図書もあることから、発注先ごとの検品場所の確保や検収作業も煩雑と考える。</p> <p>そのため、発注方法は週単位ではなく一定期間（〇ヶ月等）で、単価（例えば割引率）の見積合わせを行い、その期間内は同一の書店から購入する方法を検討してみてもどうか。</p>	F68	措置 困難	<p>現行の発注方法は、公正な競争により必要とする物品をできるだけ安価で購入し、県民サービスの向上することを目的で実施している。</p> <p>出納局と調整したが、制度改正のためには、改正の必要性、関係法令の調査研究、制度の導入による影響などを検証する必要がある。経済性や公平性、機会均等の担保等に課題があることから、実現は困難である。</p>		社 会 教育課
意見	<p>③ビデオテープについて</p> <p>地域関係ビデオについては、ビデオテープの販売が無くなりつつある現在において、劣化がわかったときに購入できない可能性が高い。また、劣化の程度によっては、複製もできない可能性がある。</p> <p>そのため、当館においては、複製のスケジュールを作成のうえ、管理していくことも必要と考える。</p>	F68, 69	措 置 完 了	<p>令和3年度事業開始に当たり、静岡県関連の視聴覚資料について、DM等の購入可能性や著作権法に基づく媒体変換の可否についての調査を開始した。その上で購入や媒体変換が可能と判断されたものについてはリスト化して、計画的に購入や複製を行っていくこととした。</p>	令和3年 3月	社 会 教育課
意見	<p>④蔵書点検のローテーションについて</p> <p>直近 10 年間の蔵書点検の範囲は、閲覧室や子ども図書研究室等（開架図書）は2年に1回、各書庫（閉架図書）は、書庫ごと 10 年に1回程度となっている。</p> <p>閉架図書の蔵書点検は、確認頻度が少なすぎるように見える。蔵書点検のローテーション計画につ</p>	F69, 70	措 置 完 了	<p>将来的に IC タグでの管理を想定しているが、すべての資料への貼付は、費用も膨大ですぐに対応するのは難しい。そこで、閉架図書の蔵書を3分割して開架図書と交互に点検することで、館内すべての資料を6年で点検するローテーション</p>	令和3年 3月	社 会 教育課

	いて、今一度、検討すべきと考える。また、その際には、図書にI C タグをつけることも併せて検討していただきたい。			とすることとした。		
意見	⑤図書の除籍について 図書の除籍について、「蔵書点検の結果、3回にわたり所在不明であるもの」と定めており、開架図書については2年に1回、蔵書点検があるため、所在不明図書となった年度から4年経っても所在不明であるならば、除籍される。 図書の置き場によって、除籍に至るまで年数の差が出るのは合理的ではないと考える。閉架図書の所在不明図書についても、開架図書と同様、2年に1回、別個に点検すべきと考える。	P70	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、1年に1回行っている開架図書及び閉架図書の所在不明図書点検作業において点検を行うことで、配架場所別の除籍に至るまでの年数を一律とすることとした。	令和3年 3月	社会 教育課
B-08 ICT教育推進事業費						
意見	①活動指標の設定について 本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。活動指標を設定すべきである。 活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえ、「パソコン教室のパソコン及び周辺機器の整備率」が適当と考える。	P73, 74	検討中	令和3年度は、今後の整備方針を検討するため、整備を見合わせている。整備方針決定後、意見の趣旨を踏まえ、事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできる活動指標を設定する。	令和4年 3月	教育 政策課
意見	②今後のパソコン教室について 現状、GIGAスクール構想は小中学生が対象であるが、将来、高校生も対象となる可能性がある。その場合、各高等学校に整備されたパソコン教室のパソコン及び周辺機器が不要になる可能性が高いといえる。 そのため、担当課は、今後のパソコン教室の整備計画についてはGIGAスクール構想も踏まえて慎重に検討するとともに、パソコン教室が不要となった場合の利活用について、他自治体事例を調査するなどして、事前に検討を進めるのが望ましいと考える。	P74	検討中	GIGAスクール構想において高校生は、低所得世帯等の生徒が使用する端末のみ整備されるため、個人所有端末を授業に活用する方法を調整している。今後のパソコン教室においては、各生徒に対して同じ学習環境を保つことや、プリンターなどの周辺機器、授業支援ソフトの利用など、普通高校と農業、工業、商業高校での違いを明確にし、個人所有端末の活用を視野に入れながら課題	令和4年 3月	教育 政策課

				を整理し、令和3年度中に今後の整備方針を決定する。		
B-09 静岡県学校情報化推進事業費						
意見	<p>①活動指標の設定について 本事業の活動指標は事業活動そのものであることから、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考える。活動指標を見直すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえ、「授業づくりデータベース掲載件数」や「アクセス件数」、「ヘルプデスク処理件数」、「メール送受信件数」、「インターネットアクセス件数」等が適当と考える。</p>	P77	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、本事業の活動指標は、「授業づくりデータベース掲載件数」や「アクセス件数」、「ヘルプデスク処理件数」、「メール送受信件数」、「インターネットアクセス件数」を設定することとした。	令和3年3月	教育政策課
意見	<p>②効率指標の算定について 効率指標の算定方法は、（総コスト÷教育総合ネットワークシステムの運用管理台数）となっている。</p> <p>端末更新費用は年度ごとに大きく増減するため、効率指標の算定方法に含めると、事業活動の効率性を適切に評価できないと考える。そのため、効率指標は運用保守に係るコストのみを用いて算定することが適当と考える。</p>	P78	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、本事業の効率指標は運用保守に係るコストのみを用いて算定することとした。	令和3年3月	教育政策課
B-10 学びを拡げるICT活用事業費						
意見	<p>①活動指標の設定について 本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考える。活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業の目的を踏まえ、「ICT支援員派遣率」が適当と考える。</p>	P81	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、本事業の活動指標は「ICT支援員派遣率」を設定することとした。	令和3年3月	教育政策課
意見	<p>②ICT活用事業機器支援業務委託について 事業終了後、県は委託先から事業管理用報告書である完成図書を</p>	P81, 82	措置完了	委託業務内容や課題等の確認だけでなく、課題の対応内容や結果等を文書化し、関係者間で情報	令和3年3月	教育政策課

	<p>入手し、委託業務内容や課題等を確認しているが、その対応内容や結果は文書化されていなかった。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から課題の対応内容や結果等を文書化することが適切と考える。また、事業目的を効果的に達成するためには、各課題について担当レベルではなく関係各所で今後の課題解決・改善策を検討することが望ましいと考える。</p>			共有の上、課題解決・改善策を検討することとした。		
B-11 地域産業を支える実学奨励事業費						
意見	<p>①事業経費の管理について</p> <p>担当課では、各専門学科の担当指導主事が、学習指導要領に基づいて設備の導入を検討し、課内での協議を経て購入しているが、次の2点を見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当課は、優先的に整備すべき設備や学校の選定に関するルールや方針を設けるべきである。 ・定期的に担当課の担当者が交代する中で、複数年度にわたる調整を確実にを行うために、過去の決定経緯（担当指導主事の検討、課内の協議、設備の導入決定等）を文書化して残すべきである。 	P85, 86	措置完了	危険度、学習指導要領への対応、金額に基づいて評価を行い、優先的に整備する設備や学校の決定を行った。また、優先的に整備する設備や学校の決定について、文書に記録して引き継ぎできるように改善した。	令和2年10月	高校教育課
意見	<p>②活用状況や効果の検証の未実施について</p> <p>県立高校全般で、設備の老朽化への対応等が十分に進んでいない中で、特定の高校に対して高額の設備投資をする以上、一定金額を超えるものに対しては事後的に活用状況を検証し、問題があれば今後の運用に反映させていくのが適切と考える。</p>	P87, 88	措置完了	10,000千円以上の設備を導入した学校について、学校訪問を行い、設備の活用状況を確認して効果の検証を行っていくこととした。	令和3年3月	高校教育課
B-12 実学推進フロンティア事業費						
意見	<p>①中長期的なビジョン策定について</p> <p>担当課が、本事業プログラムの意義や有効性を認め、今後も持続的に継続していくべきであると考えるのであれば、東部、中部、西部の各1校の3名体制の実現に向けて、中長期的なビジョンや計画</p>	P91, 92	検討中	令和3年度から新たに招聘した特別教諭の勤務状況から本事業プログラムの意義や有効性を再評価し、今後の在り方について検討する。	令和4年3月	高校教育課

	<p>を策定して、一般教員の配置や採用を検討すべきと考える。</p> <p>また、特別教諭の配置や採用を円滑にするため、派遣候補企業を各地区に数社ずつリストアップして、数年先の特別教諭派遣の検討を依頼しておくような体制を図っていくべきと考える。</p>					
B-13 高校生就職マッチング対策事業						
意見	<p>①事業者の選定方法や事業の進め方の見直しについて</p> <p>本事業は、プロポーザル方式で事業者を募集しているが、平成30年度以降も、平成29年度の選定業者のみの応募になっており、本事業の事業者の選定方法や事業の進め方について、以下の点を早急に見直すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募条件が必要以上に制約の多いものになっていないかどうか、確認と見直しをすべきと考える。 ・本事業を受託できそうな事業者を、もっと拡大して調査すべきと考える。 ・中長期的には、退職後の就職指導担当の教師を就職コーディネーターとして活用して、OB教師の現役教師との連携の中から各学校における進路指導強化につなげていくことなども検討していくべきと考える。 	P95, 96	措置困難	<p>HPへの掲載や関係事業者への案内を行ったが、プロポーザルの参加表明はなかった。</p> <p>理由を照会した結果、応募条件や実施するノウハウは持っているが人員確保が難しいという理由であり、応募条件については特に問題はなかった。</p> <p>退職後の就職指導担当者の就職コーディネーターの活用については、各学校へ予算配分を行い実施していく方法もあるが、学校の就職指導の経験値だけでなく、企業の情報も把握し、生徒への就職支援につなげる必要があることから、就職コーディネーターと同様の支援員を育成するまでに研修の時間等を要するなどの課題もあり、早急の見直しは難しい。</p>	令和3年3月	高校教育課
B-14 スポーツ人材活用推進事業費						
意見	<p>①個人情報の保護について</p> <p>担当課は、人材バンクシステムホームページ等保守管理業務に係る再委託の条件として「個人情報の保護を条件とする」としているが、再委託の条件を満たすか否か担当課が再委託承認前及び承認後に確認した証跡が見当たらなかった。</p> <p>そもそも、再委託先が個人情報を取り扱わないのであれば、再委</p>	P99, 100	措置完了	<p>当該委託業務については、再委託先が個人情報を取り扱うことはないことから、令和3年度の契約からは、再委託における条件に「個人情報の保護」を記載しないこととした。</p>	令和3年4月	健康体育課

	託の条件として明記する必要がないと考える。また、これまでどおり再委託の条件として明記するのであれば、個人情報の流出を防ぐ観点から、再委託の承認前及び承認後において、担当課が何を確認したのかを文書化すべきと考える。					
意見	<p>②補助金の変更承認申請について 静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金交付要綱では、「補助事業の内容を変更しようとする場合で、補助対象経費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき」は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされている。</p> <p>今回、変更承認申請を閲覧したところ、平成30年度は補助対象市町4のうち3、令和元年度は補助対象市町7のうち3につき、市町による変更の承認申請が漏れていた。担当課は市町に対しアナウンスの頻度を上げるべきと考える。また、現在、変更承認申請書漏れに関する顛末書を担当課が作成しているが、本来的には遅延者である市町が作成するのが一般的ではないだろうか。</p>	P100, 101	措置完了	<p>市町に対し、令和2年10月の中間報告依頼時、実績報告依頼時及びその他部活動指導員に係る連絡をする際に、変更承認申請に係る必要な手続きを周知した。以降も同じタイミングでのアナウンスを継続する。</p> <p>市町による変更申請漏れが発生した際には、該当市町から申請漏れに関する書面を提出させるなどして、発生原因を確認することとし、同様の誤りが発生しないように他市町にも併せて周知する。</p>	令和3年3月	健康体育課
意見	<p>③しずおかスポーツ人材バンクのHPについて しずおか人材バンクのHPを閲覧したところ、依頼内容を探すというページが、監査時点（2020年9月）において、1年以上更新がされていない状態であった。</p> <p>担当課及び委託先は、定期的にHP更新を行い、依頼する側及び依頼される側に、随時積極的な情報発信に努めることが望ましいと考える。</p>	P101	措置完了	<p>監査後、ホームページを更新した。今後は、依頼者の公表意向に基づき、速やかにHPの更新が行われるよう、受託者に指導することとした。</p>	令和2年10月	健康体育課

B-15 県立学校等施設整備事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動目標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業は「静岡県立高等学校第三次長期計画」、「静岡県立特別支援学校施設整備基本計画」に基づき、特別支援学校の整備及び高等学校の再編整備を計画的に進めていることから、成果指標としては「特別支援学校の整備及び高等学校の再編整備の進捗率」、活動指標としては「PFI事業を実施している学校数」が適当と考える。</p>	P104	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「特別支援学校の整備及び高等学校の再編整備の進捗率」、活動指標として「特別支援学校の整備及び高等学校の再編整備に着手した学校数」を設定した。	令和3年3月	教育施設課 高校教育課 特別支援教育課
B-16 県立学校等長寿命化事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業は「学校施設中長期整備計画」に基づく校舎の老朽化対策を目的としていることから、成果指標としては「学校施設中長期整備計画の進捗率」、活動指標としては「校舎建替え等に着手した棟数」が適当と考える。</p>	P107	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「学校施設中長期整備計画の進捗率」、活動指標として「校舎建替え等に着手した棟数」を設定した。	令和3年3月	教育施設課 高校教育課

B-17 県立学校等修繕費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。成果指標及び活動指標を設定すべきである。</p> <p>本事業は学校施設の施設・設備の事後修繕をすることを目的としていることから、成果指標としては「法定点検指摘事項の是正率」、活動指標としては「修繕件数」が適当と考える。</p>	P110	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「施設不具合事項の是正率」、活動指標として「修繕件数」を設定した。	令和3年3月	教育施設課
B-18 教職員総合研修事業費						
意見	<p>①研修対象者の明確化等について</p> <p>研修調書を閲覧したところ、「情報の3人と情報以外の5人とは知識量などに大きな差があった。研修員すべてが満足できる研修を目指す必要がある」との記載があった。</p> <p>本来的には、知識量などに大きな差がある研修参加者を同じ研修に参加させるべきではなく、例えば、情報と情報以外に分けて研修を実施することが適当と考える。また、分けることが難しいのであれば、研修ガイドブックの内容に記載された教員が満足できる研修を優先すべきであると考えている。</p>	P113, 114	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、該当の研修については、研修参加者の知識、技能が平準化するよう研修ガイドブックの対象者の記述を見直した。</p> <p>また、その他の研修についても、研修参加者の期待と研修内容に齟齬が生じないように、受講対象者、研修の目的、内容を明確化した。</p>	令和3年3月	教育政策課
意見	<p>②研修参加者に対するアンケートについて</p> <p>研修担当課は、研修終了後、研修参加者に対してアンケート調査を実施して、目標達成度や内容満足度を確認している。</p> <p>現在のアンケート項目は、「ワークパトリックモデル」のレベル1と2に該当するが、レベル2の評価にあたって客観的な結果も踏まえるべきと考える。また、研修</p>	P114, 115	措置完了	<p>研修の効果測定については、研修直後の満足度や目標達成度を測るアンケート調査に加え、特定の研修については、一定期間経過後に所属長に対し、研修参加者の行動変容を調査することとした。</p> <p>また、児童生徒を対象に実施している授業の理</p>	令和3年3月	教育政策課

	内容によってはレベル3以降の評価を実施することも有益であると考え、その必要性を事前に検討することが望ましいと考える。			解度に対する調査等も踏まえて、研修効果を測定することとした。		
意見	<p>③研修評価について</p> <p>各種研修の実施後に、研修参加者及び研修企画者である担当課（以下、研修担当課）による研修評価を実施している。</p> <p>一次評価について、A評価のみ基準があるが、合理的理由があるとはいいがたく、B、Cについても数値化された評価基準を設定し、客観的な評価を実施できるようにすべきと考える。次に二次評価については、研修担当課による主観的な評価も含まれることから、評価理由を具体的かつ明確に記載して残すべきと考える。</p>	P115, 116, 117	措置完了	<p>令和2年度末に評価方法を見直し、一次・二次評価ともに全ての評価区分において数値化し、さらに評価基準を設定し評価することとした。これにより、研修担当課は、客観的な方法で評価を決定している。</p> <p>さらに、研修担当課は、評価結果の要因や課題を分析し、次年度の計画に反映している。</p>	令和3年3月	教育政策課
意見	<p>④宿泊研修について</p> <p>本事業の研修には県教育施設における宿泊研修があり、基本的には研修参加者の宿泊を必須としている。</p> <p>現在では、教職員が「いつ」でも「どこ」でも受講できるオンライン研修が増加したことから、研修計画の作成段階で、宿泊の必然性を毎回精査し、対面・集合型研修（宿泊研修含む）とオンライン研修のベストミックスによる効果的な研修実施を目指していくべきと考える。</p>	P117	措置完了	令和3年度からは宿泊の必要性を精査し、eラーニングの拡充やICT機器等を活用した効果的な研修を実施している。	令和3年3月	教育政策課
B-19 しずおか型教職員サポート事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の文書化、及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。定期的に担当者の交代が行わ</p>	P120, 121	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「精神疾患による長期療養者の在職者比率」を設定した。また、活動指標として「ストレスカウンセリングの相談件数」を設定し、当初予算調書に記載した。	令和3年3月	教育厚生課

	れる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。また活動指標としては、実施内容を踏まえ、「面談数又は相談件数」が適当と考える。					
意見	<p>②委託費の設計について</p> <p>担当課では、随意契約に先立ち委託費を設計しているが、委託費は委託単価にカウンセリング対象予定人数（静岡県内の教職員見込人数）を乗じて計算している。</p> <p>ここで、担当課は委託単価につき、随意契約予定先からの参考見積を基に決定しているが、検討内容は文書化されていないため、具体的に何を確認しているか、事後的に検証できなかつた。</p> <p>委託単価が参考見積の近似値になりやすく、かつ、定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、説明責任及び引継ぎの観点からも検討内容及び結果を文書化することが適当と考える。</p>	P121	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、ストレス・カウンセリングの委託単価については、参考見積取得時に、カウンセラーの単価（面談単価）をインターネットで調査し、単価の妥当性（相場）について確認し、その結果を文書化した。	令和3年3月	教育厚生課
意見	<p>③委託費の事後的検証について</p> <p>教職員に対する相談方法は、面談の他に、電話やEメール、TV電話等が用意されており、それぞれの相談方法によって要する費用は異なると考えられる。しかし、現状、委託単価は1つであり、相談方法による委託単価は設計されていないため、実際に要した費用を見込みづらく、事後的な検証がしづらい状況にあると考える。そのため、委託費の設計に当たっては、それぞれの相談方法で単価や見込人数を設計し、委託費の事後的な検証ができるようにすべきと考える。</p>	P121, 122	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、委託費の設計については、人件費・旅費等の内訳を計上することで、実際に要する費用を見込み、事後的検証ができるようにした。	令和3年3月	教育厚生課

B-20 教職員健康管理事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の文書化、及び活動指標の設定について 本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適切と考える。また活動指標としては、実施内容を踏まえ、「健康診断受診率」や「指導実施率」、「産業医配置数」等が適切と考える。</p>	P125, 126	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「要医療者の比較」を設定した。また、活動指標として「健康診断受診率」「指導実施率」「産業医配置数」を設定し、当初予算調書に記載した。</p>	令和3年3月	教育厚生課
意見	<p>②委託費の設計について 担当課では、随意契約に先立ち委託費を設計しているが、結核健診の委託費は、撮影単価に撮影対象予定人数を乗じて計算している。</p> <p>ここで、担当課は撮影単価につき、随意契約予定先からの参考見積を基に決定しているが、検討内容は文書化されていないため、具体的に何を確認しているか、事後的に検証できなかった。</p> <p>撮影単価が参考見積の近似値となっており、かつ、担当課において定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、説明責任及び引継ぎの観点からも検討内容及び結果を文書化することが適切と考える。</p>	P126	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、結核検診の委託単価については、参考見積取得時に、インターネットで他自治体の結核検診の単価を調査し、単価の妥当性（相場）について確認し、その結果を文書化した。</p>	令和3年4月	教育厚生課
意見	<p>③個人情報の保護について 本事業の各種健診について外部委託しており、委託契約書では「委託先は再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなけ</p>	P126, 127	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、個人情報の保護については、再委託承認前には、再委託承認願（事前）及び承認書（事後）に個人情報保護に関</p>	令和3年4月	教育厚生課

	<p>ればならない」と記載されている。</p> <p>現状、担当課は、委託先に再委託先の個人情報保護に関する取扱いについて口頭で確認を行っており、文書化されたものはないとの回答であった。個人情報の流出を防ぐ観点から、再委託の承認前及び承認後において、担当課が何を確認したのかを文書化すべきと考える。</p>			<p>する取扱いを明記し、文書化した。</p>		
意見	<p>④委託業務実施報告書について</p> <p>各委託先からの報告書を閲覧したところ、委託先が翌月までに報告書を提出していないものが散見された。</p> <p>担当課は、遅滞が発生した際の過程を文書化して、担当課が契約書及び仕様書に基づく手続きを踏んでいることを明確化するとともに、今後の再発防止策も併せて検討すべきと考える。</p>	P127	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、健康診断業務については、専門医の意見を必要とする検査及び外部委託する検査は健診結果を出すのに時間を要するため、委託実績報告書の提出期限を翌々月末までとした。</p>	令和3年 4月	教育 厚生課
B-22 静岡茶愛飲推進事業費						
意見	<p>①栄養教諭等食育担当者研修会の未参加市町について</p> <p>本事業では、「小中学校の児童生徒の静岡茶の愛飲の促進に関する条例」に基づき、県の責務として児童生徒への静岡茶の提供、静岡茶の食育機会の確保の一環として、栄養教諭等食育担当者研修会（以下、本研修会）を実施している。担当課としては、静岡県内の各市町から少なくとも1名は参加してもらい、参加者を通じて、各市町の対象者に最新の知見を情報共有してもらいたいと考えているが、3年連続で参加していない市町があった。</p> <p>未参加理由のうち、各市町と研修会場の距離に起因するものについては、本研修会の会場を未参加市町に近づけることで、参加に繋げることが可能とも考えられる。未参加市町の参加促進に向けた取</p>	P134, 135	措置対応中	<p>栄養教諭等食育担当者研修会は静岡茶愛飲への取組のみを目的とした研修ではなく、そのテーマに応じて極力多くの参加者が参加できる会場を設定している。</p> <p>令和3年度は、栄養教諭等食育担当者研修会とは別に、全ての小学校を対象とした静岡茶愛飲に関する研修を県内20箇所程度で実施する予定であり、これまでの未参加市町の近隣においても実施することとしている。</p> <p>令和4年度以降については、予算措置状況を踏まえ、研修の実施及び会場設定について検討していく予定である。</p>	令和3年 12月	健康 体育課

	組みを期待したい。					
意見	<p>②補助金の変更承認申請について 静岡県茶愛飲推進事業費補助金交付要綱では、「補助事業の内容を変更しようとする場合で、補助対象経費の額の20パーセントを超える変更をしようとするとき」は、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされている。</p> <p>今回、変更承認申請を閲覧したところ、令和元年度には3件、うち2件は2年連続で変更の承認申請が漏れており、担当課は市町に対しアナウンスの頻度を上げるべきと考える。</p>	P135, 136	措置不要	<p>本事業については令和元年度をもって終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、補助対象者に対し、変更承認申請の際に必要な手続きの周知を徹底するなど、適切な会計事務に努める。</p>		健康体育課
意見	<p>③補助対象経費の確認について 担当課では、補助金の不正受給を防ぐ観点から、実績報告書等を基に、事業費が補助金の交付の対象となる経費（以下、補助対象経費）か否か確認したうえで、補助金を交付している。</p> <p>今回、本事業の実績報告書等を閲覧したところ、取引先からの納品書や請求書、領収書等、外部から入手した証憑（以下、外部証憑）が添付されていないものがあった。</p> <p>担当課は、実績報告書等に外部証憑の添付を求める、又は、外部証憑の現物を現地調査するなど、補助対象経費の確認を充実すべきと考える。</p>	P136	措置不要	<p>本事業については令和元年度をもって終了しているが、今後同様の事業を実施する際には、必要に応じ補助対象者に対し、外部証憑の添付を必要に応じ求めることとし、適切な会計事務に努める。</p>		健康体育課
B-23 ふじのくにグローバル人材育成基金関連事業費						
意見	<p>①成果指標の文書化、及び設定について 本事業は成果指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」が何か、成果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われ</p>	P139, 140	措置完了	<p>令和2年度に本事業による留学者（平成28年度参加者）を対象に追跡調査を実施し、令和3年度以降の事業計画の策定に生かした。</p> <p>また「本事業による留学及び海外研修参加者の活躍度合」を測るため、定期的に調査を実施し、</p>	令和3年3月	教育政策課

	<p>る現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。また成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「本事業による留学及び海外研修参加者の活躍度合」が適当と考えられる。活躍度合は、留学及び海外研修後しばらく経過した後に把握する必要があるため、担当課は、一定期間が経過した都度、アンケート調査等の追跡調査を行って測定することが適当と考える。</p>			<p>事業効果の検証につなげるとともに、文書による引継ぎ体制も確保することとした。</p>		
意見	<p>②基金の運用について 県は、将来の事業に充てるために積み立てている基金について、目的を損なわない範囲で、出納局が一括運用している。基金の運用方法については、出納局が各担当課から希望に基づき、運用方法を預金と債券で分けている。 預金と債券の運用利回りに差が大きい現状において、基金の運用に当たっては、目的を損なわない範囲で、できるだけ運用益が確保できるよう、債券運用を行い、事業実施に回せる資金を自ら増やしていく姿勢を求めたい。</p>	P140, 141	措置完了	<p>令和3年度より、1年以内の短期預金にて基金残高の全額を運用する従来の方法を改め、直ちに取り崩す予定のない基金残高の一部を1年超の長期債券にて運用することとした。</p>	令和3年3月	教育政策課
B-24 青少年の国際交流推進事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について 本事業の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであり、かつ市町の取り組み状況については県でコントロールできるものでもないため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。 成果指標は、各メニュー事業の目的を踏まえ、以下が適当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中青年代表交流発展 参加者の満足度 ・モンゴル国ドルノゴビ県との高校生交流 参加者の満足度 ・モンゴル国教員人材育成支援 事業の実施による人材育成の効果 	P144, 145	措置完了	<p>令和4年度の事業開始に当たり、日中青年代表交流及びモンゴル国ドルノゴビ県との高校生交流については、成果指標として「参加者の満足度」を採用することとした。 また、モンゴル国教員人材育成支援については、研修参加者に「研修で得たスキル等の現場活用度/実践度(行動)」「参加者の行動による現場や組織への影響度/実践度(結果)」に関するアンケートを実施し評価する(研修実施の3年後)。成果指標としては、「事業の実施による人材育成の効果」を採用することとした。</p>	令和3年3月	教育政策課 社会教育課

意見	<p>②委託費の設計について</p> <p>モンゴル国ドルノゴビ県との高校生交流については、富士山静岡空港からモンゴル国ウランバートル空港までの直行（チャーター）便をツアー商品として供給している業者を選定しているが、1社しかないため、この会社と単独随意契約を行っている。</p> <p>担当課では、随意契約予定先からの参考見積を入手し、これをもとに委託費の設計を行っているが、担当課は説明責任や引継ぎの観点から、検討内容及び結果を文書化することが適当と考える。</p>	P145, 146	措置完了	<p>委託費の設計にあたっては、富士山静岡空港利用促進協議会「就航促進・利用拡大委員会」の構成事業者との協議などの検討内容及び結果を文書化し、担当課間で適切に共有することとした。</p>	令和3年3月	教育政策課
意見	<p>③参加者募集と選考について</p> <p>日中青年代表交流発展の募集定員は毎年30名となっているが、平成25年以降は応募人数が定員以下となっているため、県による選考（書類審査や面談等）は行われず、応募者の全員が事業に参加をしている。</p> <p>応募人数が少ない状況が続いていることから、内部的には事業内容を検討し魅力的なものにするとともに、外部的には広報を強化すべきと考える。なお、応募者の人数が定員より少ない状況が続いたとしても、選考を適切に行うことは言うまでもない。また、状況が改善しないのであれば、事業の継続性も検討すべきと考える。</p>	P146, 147	検討中	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでのような事業展開が難しい状況もあり、Web等を活用した交流など、内容の充実を図るとともに、参加者募集に向け、広報や事業の周知を強化する。</p> <p>なお、参加者の選考については、企業や学校からの推薦を踏まえ、提出される応募動機や健康状態などを審査していく。</p>	令和3年9月	社会教育課
意見	<p>④収支決算書の記載内容について</p> <p>日中青年代表交流発展において、県は日中青年代表交流実行委員会に負担金を支払っているが、負担金の算定根拠である事業概要等の説明（様式第4号の4）と、委員会からの収支決算書を比較したところ、支出の集計方法が異なっていたため、負担金の予算と実績を比較して分析することが出来なかった。</p> <p>このままでは、担当課は県が想定している支出内容と、委員会での支出実績の整合性が検証できないため、補助資料の作成等に事後的な確認を行えるようにすべきと考える。</p>	P147, 148, 149	措置完了	<p>日中青年代表交流実行委員会に対し、事業概要等の説明（様式第4号の4）と同じ方法で金額を集計した資料を提出することを求め、確認を行った。</p>	令和3年5月	社会教育課

意見	<p>⑤県民への広報について</p> <p>本事業の実施に当たって、予算に限りがあることから、直接的に交流の機会を持てる県民は限られた人数にならざるをえない。しかし、交流の機会を最大限に生かし、より効果的かつ効率的に県の地域間交流人口を増やすためには、広報が重要な役割を果たすと考える。</p> <p>具体的には、より広く県民がアクセス可能なチャンネルを増やしていくことが望ましいと考える。また、参加者による報告会等を行い、参加者からの報告を周知する機会を設けるべきと考える。なお、広報の方法を検討する際には、担当者の変更等があっても継続的に同水準の広報が行われるように、方法を明確化、ルール化すべきと考える。</p>	P149	措置 対応中	<p>県民等への広報強化に向け、令和2年度に、教育委員会ホームページのリニューアルを実施した。本事業のページについてもリニューアルを進めており、参加者からの報告を掲載し、広く県民に対し、継続的に周知していく。</p>	令和3年 9月	教 育 政策課
B-25 外国語教育推進事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業の成果指標は学校対象調査で得た各生徒の主観的な回答に基づいており、実際に英語教育における言語コミュニケーション能力が身につく、会話、聴き取り能力が向上したか否か、客観的に成果を測定したいと考える。もう1つの成果指標である「外国語指導講師配置人数（以下、ALT配置数）」は、活動指標であり成果指標ではないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「CEFRのレベル達成度」等も追加することが適切と考える。</p>	P152	措 置 完 了	<p>令和3年度事業開始に当たり、「生徒の英語力CEFR A2以上の割合」を成果指標として追加した。</p>	令和3年 3月	高 校 教育課
意見	<p>②活動指標の追加について</p> <p>現況では各校に一人（分校は本校と兼任）ALTを配置しており、令和元年度時点において、ALT配置数は目標値に達しており、今後は有効活用することが極めて重要であると考えます。</p> <p>活動指標として「ALT配置数」の他に、「ALTの実際稼働</p>	P153	措 置 完 了	<p>令和4年度に「ALTの実際稼働時間」を活動指標に追加することとした。</p> <p>当該数値は各配置校に対し調査を実施しており把握しているが、活動指標として文書化していないため、令和4年度当初</p>	令和3年 3月	高 校 教育課

	時間」も追加することが適当と考える。また、この2つの指標をあわせてみることで、費用対効果も踏まえて、ALTの配置や活用を見直すことができると思う。			予算編成時の歳出予算調書に記載することで明確化していくこととした。		
B-26 外国人生徒みらいサポート事業費						
意見	<p>①活動指標及び成果指標の文書化、及び成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。また成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「各生徒が、年度当初に設定した目標（日本語能力検定、キャリア等）を達成できた割合」等が適当と考える。</p>	P156, 157	措置完了	<p>令和4年度の当初予算編成時の歳出予算調書に記載することで明確化していくこととした。</p> <p>また、成果指標としていた「必要な支援が実現できている学校の割合」を活動指標とし、成果指標に「当該事業の支援を受けた生徒が、年度当初に設定した目標を達成できた割合」を追加することとした。</p>	令和3年3月	高校教育課
意見	<p>②委託先の業務遂行状況の確認について</p> <p>委託先は委託先事務所での従事時間の割合が多いため、担当課が業務実態を管理しづらい状況である。そのため、担当課が従事時間のエビデンスと報告書との照合を行うことなどにより、委託先の業務実態を管理すべきと考える。また、担当課が委託先の業務実態を確認するため、定期的に、委託先の講座及び支援に同行することが望ましいと考える。</p> <p>また、県と委託先の協議は、委託費の適切性を確保するためだけでなく、委託先が各生徒及び支援対象校への支援をどのように行っているかを把握する意味でも重要であるため、定期的実施する</p>	P157, 158, 159	措置完了	<p>令和3年度に業務実施報告書と併せて勤務実績簿等の提出を求め、従事時間の照合を行う。</p> <p>委託先の講座及び支援への同行については、学校や生徒の意向等により同行が困難な場合もあるが、同行可能なものについて定期的に実施していくこととした。</p> <p>委託先との協議については、年2回の協議会開催を委託要領で定めているが、このほか、定期的に担当者間協議を行うこととする事とした。</p>	令和3年5月	高校教育課

	ことが望ましいと考える。					
意見	<p>③各支援対象校とのコミュニケーションについて</p> <p>県と支援対象校との間のコミュニケーションの内容や頻度を確認したところ、現状、県が把握できる情報の量が少なく、本事業に係るノウハウが蓄積されにくいと考える。また、担当課が、委託先の講座及び支援の回数や時間等が必要充分か否か、支援対象校からの意見を把握することができず、事業改善のための情報の入手も不十分と考える。</p> <p>そのため、担当課は、委託先の講座や支援に同行する回数を増やすなどして、外国人生徒の教育に係る課題や、必要なサポート等に係る情報を蓄積できるようにすべきである。また、担当課は、アンケート調査の内容を充実することで、事業内容の見直しに必要な情報を入手すべきと考える。</p>	P159	措置完了	<p>委託先の講座及び支援への同行については、学校や生徒の意向等により同行が困難な場合もあるが、令和3年度に同行可能なものについて定期的実施していくこととした。</p> <p>支援対象校に対し令和2年度末に実施したアンケート調査では、各校が必要としている支援時間数を把握するため、「支援時間数」に関する項目を追加した。</p>	令和3年3月	高校教育課
意見	<p>④講座及び支援の実施方法について（その1）</p> <p>キャリア支援及び日本語学習支援については、原則として、委託先が外国人生徒ごとに支援プランの作成及び日本語学習支援を行うものとされている。しかし、各県立高校の外国人生徒数が大きく異なるため、外国人生徒あたりの支援時間に大きなばらつきがでている。</p> <p>現状の実施方法では、1人当たり時間を見る限り、県内の外国人生徒に対しできるだけ平等に支援できているとは言い難い。そのため、「キャリア支援プランの作成（個別）」「日本語学習支援（個別）」「日本語学習講座（グループ）」という3つの枠組みの利用方法について、検討すべきと考える。</p> <p>また、県の地理的特徴を鑑みると、タブレット・スマートフォンやビデオ会議システムなども併用しながら支援を実施すると、移動</p>	P160, 161	措置対応中	<p>支援対象校からの意見聴取や委託先へのヒアリング等を行い、3つの枠組みの利用方法について検討する。</p> <p>なお、令和3年度契約からは委託要領にICTツール活用に関する文言を追加した。</p>	令和4年4月	高校教育課

	時間の削減ができ、効率的に事業を実施できると考える。					
意見	<p>⑤講座及び支援の実施方法について（その2）</p> <p>日本語学習講座は令和元年度に50回実施しており、1回当たりの参加人数は2、3名程度で少なく、事業効率の改善が課題であると考ええる。</p> <p>現状の「キャリア支援プランの作成（個別）」「日本語学習支援（個別）」「日本語学習講座（グループ）」という3つの枠組みの利用方法について、検討すべきと考ええる。また、集合型のうち、コミュニケーションが一方向型の講義は、ビデオ会議システムとなじみやすいため、ITの利用も併用することで事業効率を改善することが望ましいと考える。</p>	P162	措置対応中	<p>支援対象校からの意見聴取や委託先へのヒアリング等を行い、3つの枠組みの利用方法について検討する。</p> <p>なお、令和3年度契約からは委託要領にICTツール活用に関する文言を追加した。</p>	令和4年4月	高校教育課
B-27 地域における通学合宿推進事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>現在の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、事業の目的を踏まえ、「通学合宿等への参加人数」が適当であると考ええる。その上で、目標値を設定し、事業成果の良否を測ることが出来るようにすべきである。その際、参加人数等で地域に偏りがないように、目標値は地域ごとに設定するなどの工夫が必要と考える。</p>	P165	検討中	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は、事業を見合わせた。</p> <p>事業の再開に向け取組を進めているが、成果指標として人口比やこれまでの実績を踏まえ、地域（例えば伊豆・東部・中部・西部）ごと参加人数の目標値を設定することを検討する。</p>	令和4年3月	社会教育課
意見	<p>②事業内容の検討について</p> <p>通学合宿又は防災体験合宿を行う団体に対して補助金を支給しているが、合宿を実施する団体数（以下、実施団体数）が減少傾向にあるため、増やす必要がある。</p> <p>「地域における通学合宿等事業費補助金交付要綱」では合宿期間や年齢層、区分ごとの補助金額が定められているが、通学合宿は2</p>	P166 P167	検討中	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は、事業を見合わせた。</p> <p>事業の再開に向け、多くの団体が実施しやすくなるよう、泊数等の条件について、補助要綱の見直しを検討する。</p>	令和4年3月	社会教育課

	泊以上に限られるなど、一部利用しづらい点もあるため、より多くの団体が利用しやすいように見直すべきである。					
B-28 地域学校協働活動推進事業費						
意見	①成果指標の設定について 現在の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。 成果指標としては、事業の目的を踏まえ、「地域学校協働本部等の設置数」が適当と考える。	P171	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、成果指標として「小中学校における地域学校協働本部の整備率」を設定し、令和3年度当初予算調書に記載した。	令和3年3月	社会教育課
意見	②静岡県学校・家庭・地域連携推進委員会の運営について 「静岡県学校・家庭・地域連携推進委員会（委員会）」の令和元年度の議事録2回分を確認したところ、各委員の発言内容は記載されていたが、委員間の協議内容や結論等が記載されていなかった。また、委員会からの提言等に対する県の対応が文書化されていなかった。 議事録には、委員会での協議内容や結論を記載するとともに、県の対応策等についても別途文書化し、関係者が十分に情報共有できるようすべきと考える。	P171	措置完了	令和2年度の委員会では、議事録に協議内容や結論を記載するとともに、委員の意見に対して県の対応を文書化し、関係者との情報共有を図った。	令和3年3月	社会教育課
意見	③広報の頻度及び内容について 広報による地域学校協働本部等の知名度向上が重要な課題となるが、HPの更新状況を確認したところ、更新についての明確なルールがないとのことであった。 HPの更新については、期日を決めて定期的に見直すべきと考える。また、魅力的な取組内容についても、HPに掲載するなど、内容もより充実させることが望ましいと考える。	P171, 172	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、HPの更新は、期日（5月、10月）を決めて情報の更新や見直しを行うこととした。また、研修会で紹介した優良事例をHPに掲載するなど、内容の充実を図ることとした。	令和3年3月	社会教育課

B-29 「しずおか寺子屋」創出事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>現在の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>事業の目的を踏まえ、成果指標としては「しずおか寺子屋が設置されている市町の数」、活動指標としては「寺子屋の実施箇所数」や「学習支援員の人数」等が適当と考える。</p>	P175, 176	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、成果指標として「「しずおか寺子屋」を実施する市町数」を、活動指標として「「しずおか寺子屋」の実施箇所数及び学生支援員の人数」を設定し、令和3年度当初予算の予算調書に記載した。	令和3年3月	社会教育課
B-30 青少年の家等管理運営費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>成果指標を文書で明確化していないため、「成果（アウトカム）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。</p>	P179, 180	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、成果指標として「利用者満足度」を設定した。令和4年度当初予算調書に記載することとした。	令和3年3月	社会教育課
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>活動指標は施設利用者数であるが、これのみをもって事業の結果（アウトプット）を評価することは適当ではないと考える。</p> <p>活動指標としては、事業の目的を踏まえ、「利用団体数」も追加することが適当であると考えます。</p>	P180	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、活動指標として施設利用者数に加え「利用団体数」を設定した。令和4年度当初予算調書に記載する。	令和3年3月	社会教育課
意見	<p>③施設の老朽化に対する対応について</p> <p>4つの青少年教育施設を運営しているが、いずれの施設も老朽化が進んでおり修繕費が増加している。</p> <p>設備ごとの中期的な修繕及び更新等の計画は策定されていないため、県全体の方針に従い適切に中期的な計画が策定されることが望ましい。</p>	P180, 181	措置完了	県全体の方針に従い、適切に中期的な修繕計画を策定していくこととした。また、施設のあり方については、平成30年度に今後7年間を見据えた「あり方検討」を行っている。利用者の動向や市町立施設の状況等を踏まえながら、引き続き定期的に検討していくことと	令和3年3月	社会教育課

	また、施設のハード面のみならず、施設の利用状況、求められる役割、市町立の施設との役割分担などを、定期的に検討すべきと考える。			した。		
意見	<p>④事務事業及び予算の執行実績の開示について</p> <p>静岡県は、情報提供の推進に関する要綱（以下、本要綱）に基づき、各部局の政策形成の過程や県行政の諸活動の結果について、県民サービスセンターや各財務事務所等で紙に記録された情報を備え置くとともに、HPでデータを公開している。</p> <p>このうち、結果情報にあたる事務事業及び予算の執行実績について、観音山少年自然の家がHPで公開されていなかった。</p> <p>本要綱におけるHPの掲載の取扱いを各施設に定期的に周知するとともに、担当課による状況確認、各施設への催促等を徹底していただきたい。</p>	P181	措置完了	<p>観音山少年自然の家の「事務事業及び予算の執行実績」については、所属に依頼をし、令和2年8月18日にHPにて公開をした。</p> <p>出先の教育機関については、各所属においてHPに公開するための手続を行っていたが、加えて、毎月末に当該月の監査受検所属リストを基に、データ公開の管理を開始した。</p>	令和3年7月	教育総務課
B-31 青少年健全育成費（青少年交流スペース「アンダンテ」以外）						
意見	<p>①成果指標の文書化について</p> <p>青少年ピアカウンセラー養成講座については成果指標を文書で明確化していないため、成果が何か、成果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適切と考える。</p>	P186	措置完了	令和3年度事業開始に当たり、成果指標として「養成数」及び「養成講座修了者の延べ活動日数」を設定し、令和3年度当初予算調書に記載した。	令和3年3月	社会教育課
意見	<p>②HPの更新について</p> <p>青少年育成県民運動活性化推進事業では、静岡県青少年育成会議が実施する「子供・若者育成支援強調月間静岡県大会」（県大会）に対する助成を行っている。県大会のHPを確認したところ、1年</p>	P186	措置完了	<p>「子供・若者支援強調月間静岡県大会」に関する情報については最新の状態に更新した。</p> <p>今後、課内で月1回の打合せを行い、情報をタイムリーに発信できる体</p>	令和3年5月	社会教育課

	<p>以上更新がなく、令和元年度の県大会についての記載がなかった。</p> <p>県民への事前告知や報告はタイムリーに行うべきと考える。現状、HPの更新は定期的実施されていないことから、ルールを設定してタイムリーに更新できる環境を整備すべきと考える。</p>			<p>制を整備していくこととした。</p>		
意見	<p>③補助金の交付要綱と、予算策定資料の整合性について</p> <p>青少年大会参加助成事業では、「青少年団体育成総合推進事業費補助金交付要綱」（交付要綱）に基づき補助金を交付している。交付要綱と予算積算上の根拠資料である「事業概要等の説明（様式4-4）」を照合したところ、補助対象及び補助率が異なっていた。</p> <p>予算執行の根拠は交付要綱にあるため、予算積算上の根拠も交付要綱と整合するよう作成すべきと考える。</p>	P187	措置完了	<p>事業の対象となる世界ジャンボリーは4年に1度の事業であり、今回は令和5年度に開催される予定となっている。今回の予算要求時には、事務事業等の説明を交付要綱に合わせて作成することとした。</p>	令和3年4月	社会教育課
意見	<p>④収支決算書の作成方法とその検証について</p> <p>一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟から提出された収支決算書を確認したところ、収入の部に計上されている、ジャンボリー運営費（ボーイスカウト連盟の積立金からの取崩額）とジャンボリー参加費（参加者本人負担額）との間で、金額の入り繰りがあった。なお、収入の部の合計額に誤りはない。</p> <p>補助金の額は、事業に要する経費の額を基準として決定されることから、交付される補助金の額に影響はない。しかし、収支決算書を提出する趣旨からすると、収支計算書には補助対象事業にかかるすべての収支を適切に記載することを求めるべきと考える。</p>	P187	措置完了	<p>事業の対象となる世界ジャンボリーは4年に1度の事業であり、今回は令和5年度に開催される予定となっている。</p> <p>日本ボーイスカウト静岡県連盟に対し、実績報告書に補助対象事業にかかるすべての収支を適切に記載するよう依頼した。</p>	令和3年3月	社会教育課

B-32 日本語指導を必要とする子ども支援事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の文書化について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>担当課内では管理指標を情報共有のうえ管理しているとのことであるが、定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当考える。</p>	P191	措置完了	<p>事業全体の成果指標として、「外国人児童生徒に対し必要な支援ができていない学校の割合」を令和2年度当初予算調書から記載している。</p> <p>また、令和3年6月議会の行政資料から、非常勤配置数について記載している。</p> <p>さらに、やさしい日本語については、活動指標として「研修実施回数」、成果指標として「やさしい日本語を活用したと回答する研修参加者」を令和4年度当初予算調書から記載することとした。</p> <p>以上のとおり文書化することで、担当課以外も状況が分かるようにした。</p>	令和3年3月	義務教育課
B-33 ハートフルサポート充実事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業の成果指標は複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものである。そのため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、それだけでは成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「不登校の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により改善傾向に向かった割合」等がより適当と考える。</p>	P194	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、成果指標として「不登校の課題を抱えていた児童生徒が適切な支援により改善傾向に向かった割合」を設定した。令和4年度予算調書に記載する。</p>	令和3年3月	義務教育課
意見	<p>②活動指標の文書化について</p> <p>魅力ある学校づくり調査研究事業は活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「結果（アウトプット）」が何か、結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観</p>	P194, 195	措置完了	<p>令和3年度の事業開始に当たり、活動指標として、魅力ある学校づくり調査研究事業の活動指標（研究指定市町数）を設定した。令和4年度予算調書に記載する。</p>	令和3年3月	義務教育課

	点から活動指標を文書化することが 適当と考える。					
B-34 高等学校等奨学事業費						
意見	<p>①成果指標の文書化、及び設定について</p> <p>本事業は成果指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」が何か、成果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。また成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「貸与者の修了率や卒業率」が適当と考える。</p>	P198, 199	措置完了	<p>令和3年度事業開始に当たり、貸与者の修了率や卒業率を成果指標として設定した。</p> <p>令和4年度当初予算編成時の歳出予算調書に記載することで明確化していくこととした。</p>	令和3年3月	高校教育課
意見	<p>②教育奨学金貸与の申請について</p> <p>教育奨学金は、経済的理由により高等学校等での修学が困難な者に対して貸与することを目的としており、貸与希望者は、教育奨学金貸与申請書（以下、申請書）等を作成して知事に提出することになる。</p> <p>今回、申請書を閲覧したところ貸与を受けようとする理由として家庭事情の説明や学業への意欲等について、記載する箇所があったが、記載欄は小さく、その記載量では十分でないように見受けられた。</p> <p>申請書の貸与を受けようとする理由について、さらに具体的かつ詳細に記載を求める様式に改訂することが望ましいと考える。</p>	P199	措置完了	<p>教育奨学金貸与申請書の貸与を受けようとする理由について、記載欄を大きくするとともに、募集のしおりの記載例の見直し等により、申請者に対し、さらに具体的かつ詳細な記載を求めていくこととした。</p> <p>また、奨学金採用審査時に、貸与を受けようとする理由の記載が不十分な申請者に対しては、申請書の再提出を求めることとした。</p>	令和3年3月	高校教育課

意見	<p>③各貸付金の回収について</p> <p>直近の委託業者による債権回収率は10%で推移しており、対象債権額がなかなか減少しない状況であるため、担当課は、滞留債権を減らし回収率を高める対策を検討すべきと考える。</p> <p>現状、委託費は債権回収額に対する成功報酬のみであり、債権回収額に手数料率を乗じて計算されるが、手数料率は一定であるため、回収が比較的容易な債権回収が進む可能性がある。これでは債権回収が困難なものが残りやすいことから、債権回収の困難具合に応じた手数料率に変更することが考えられる。また、各債権の状況に応じ、支払督促制度を含む裁判上の請求手続の活用も検討することが望ましいと考える。</p>	P199, 200	検討中	<p>債権回収業務委託の成功報酬に係る手数料については、委託対象債務者の債権回収委託実績の有無によって、債権回収の困難具合を考慮し、手数料率の区分を分けているが、業者からの見積の結果、債権回収委託実績の有無に関わらず、手数料率は一定となっている。</p> <p>なお、令和元年度までの直近の債権回収業務委託回収率は10%で推移していたが、令和2年度は38.1%であった。</p> <p>また、支払督促制度を含む裁判上の請求手続については、今後の各債権の債権回収状況等に応じて、他部局の事例や費用対効果も考慮し、活用を検討する。</p>	令和4年 3月	高 校 教育課
B-35 高等学校就学支援事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の文書化について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標を文書で明確化していないため、本事業の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適当と考える。</p>	P203	措 置 完 了	<p>令和3年度事業開始に当たり、高等学校等就学支援金の申請者のうち認定者の割合を認定率として設定した。また、高等学校等就学支援金の認定者数を活動指標とすることとした。</p>	令和3年 3月	高 校 教育課
意見	<p>②はがきの印刷・郵送業務の見直しについて</p> <p>本事業では生徒の保護者に対して、認定の判定結果をはがきで案内しているが、その印刷・発送業務を民間事業者へ委託している。</p> <p>委託先の選定方法は一般競争入札であるが、直近の2年間は同一</p>	P204	措 置 完 了	<p>郵便番号付与を業者に依頼しているが、こちらについては今年度入学生から就学支援金システムに生徒のデータを登録する際、学校が行うこととし、業者の作業工程を減らし、多くの業者が参加</p>	令和3年 4月	高 校 教育課

	<p>の事業者1者しか参加していなかった。また、平成31年度には入札前に2者（うち1者が選定業者）から見積書を入手しているが、入札に参加しなかった業者に対して不参加理由を特に確認していなかった。入札参加事業者を増やす工夫を積極的にすべきと考える。</p>			<p>できるようにした。また、令和3年度入札の過程で入札不参加の理由の確認を行い、同様の業務を行っている事業者積極的に周知を行うなど来年度に向けて対応することとした。</p>		
意見	<p>③各学校での認定処理の確認について</p> <p>本事業では、各学校の事務担当者が、生徒の保護者から提出された申請書類を確認のうえ保管しているが、担当課は、各学校における確認作業の状況や申請書類の保管状況などの確認を行っていなかった。</p> <p>各学校においては、事務担当者の確認作業や申請書類の保管状況について、事務長などの上長が確認し、担当課に報告するような仕組み等を整備することが重要と考える。また、担当課は、定期的な学校訪問を行い、とくに申請書類の保管状況の確認を行うべきである。</p>	P204	措置完了	<p>監査を受け、学校訪問の際には事務担当者の確認作業の内容聞き取りや申請書類を鍵のかかる書庫等に保管しているかの確認を行うこととした。特に個人番号が記載された書類について事務処理要領等に沿って適切に管理されているかを重点的に確認することとした。</p>	令和3年3月	高校教育課
B-36 青少年健全育成費（青少年交流スペース「アンダンテ」）						
意見	<p>①成果指標の文書化について</p> <p>成果指標を文書で明確化していないため、成果が何か、成果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているか等、担当課以外にはわかりづらい状況である。</p> <p>担当課レベルでは、成果指標を情報共有のうえ管理しているため、成果指標を予算書類（様式第4号の2）に記載して明確化することが望ましいと考える。</p>	P207	措置完了	<p>令和3年度事業開始に当たり、成果指標として「アンダンテ相談者本人の生活改善事例件数」を設定し、令和3年度当初予算調書に記載した。</p>	令和3年3月	社会教育課
意見	<p>②面接相談及びフリースペースの利用者減少への対応について</p> <p>青少年交流スペース「アンダンテ」を設置して、相談業務を実施しているが、近隣に類似施設もあり、利用者は減少傾向かつ中部エリアに偏りやすい。</p> <p>フリースペース及び面接相談の</p>	P208	検討中	<p>委託先団体からの聞き取り等により利用者の減少要因を把握、分析するとともに、周辺機関との関係性を整理し、事業の在り方について検討する。</p>	令和4年3月	社会教育課

	利用者数の減少要因を把握、分析したうえで、県として事業の継続性を検討すべきと考える。その際には、県では本事業の他にも県ひきこもり支援センターや県健康福祉センターでも相談事業を実施していることから、事業の連携や統一も検討すべきと考える。					
B-37 SNSを活用した相談体制構築事業費						
意見	①成果指標の設定について 本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。 成果指標としては、本事業の目的を踏まえ、「悩みが解決した児童生徒の割合」が適切と考える。	P211	措置不要	本事業は、効果的・効率的な事業遂行を図るため、自殺対策として実施しているLINE相談事業（健康福祉部所管）に令和2年度から一本化している。そのため、成果指標については、健康福祉部において「自殺による死亡者数」の減を設定している。 教育委員会としては、引き続き、健康福祉部と連携して事業の周知や相談状況の把握・分析等に努める。	令和3年3月	教育政策課
意見	②活動指標の達成に向けて 活動指標である「困ったことや悩みごとを相談できる窓口を知っている」は、前年度57.5%に対し当年度34.4%と前年比で減少し、目標値90.0%とも大きく乖離していることから、目標達成に向けた新たな対策をとるべきと考える。 担当課はHPを活用した周知の充実など、チラシ配布以外の周知方法を検討のうえ実施すべきと考える。	P212	措置不要	本事業は、自殺対策として実施しているLINE相談事業（健康福祉部所管）に令和2年度から一本化した。インターネット上で「自殺」などのキーワード検索者に対して相談窓口を誘導する「検索連動型広告」を実施するなど、広報活動の充実を図っている。	令和3年3月	教育政策課
B-38 学校安全総合推進事業費						
意見	①活動指標の文書化について 本事業は活動指標を文書で明確化していないため、「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」が何か、成果や結果を受けて事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的に実施されているかなど、担当課以外にはわかりづらい状況である。	P215	措置完了	令和3年度の事業開始に当たり、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024）のKPIである「学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言できる体制が整備されている学校の割合」を本事業の活	令和3年3月	健康体育課

	<p>定期的に担当者の交代が行われる現状を踏まえると、引継ぎの観点から各指標を文書化することが適切と考える。</p>			<p>動指標として位置付けた。</p>		
意見	<p>②防災教育推進のための連絡会議の開催状況について</p> <p>本事業においては、防災教育推進のための連絡会議を、各校の任意で開催しているが、開催率（実施校数÷県内校数）が直近3年間で低下している。開催は任意であるものの、「命を守る教育」を推進するためには開催率100%が望ましいと考える。</p> <p>開催していない学校については県としてその理由を把握し、開催に向けての対策を検討すべきと考える。</p>	P216	措置 対応中	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、「防災教育推進のための連絡会議」の開催率は令和元年度の93%から71%に減少した。</p> <p>令和3年度においては集合形式による開催ができない場合は、書面開催も可とするなど、各学校に必ず1回以上実施することを依頼したことから、未開催の学校については理由を確認し、必要な指導を行う。</p> <p>あわせて、令和4年度以降は、学校防災担当者研修等の機会を捉え、当該会議の確実な実施を依頼していく。</p>	令和5年 3月	健康 体育課

白
紙

(件 名)

静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

(教育総務課)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する。

◎ 趣旨

- 知事部局において職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例について、週休日に 7 時間 45 分未満の勤務を割り振る場合に、4 時間以外の時間単位による割振り変更を可能とする改正を行う。

週休日の勤務	改正前	改正後
1 日勤務 (7 時間 45 分以上)	週休日の振替 (1 日単位)	同左 (変更なし)
7 時間 45 分未満の勤務	4 時間の割振り変更	勤務時間の 2 分の 1 に相当する勤務時間 (半日勤務時間※) の割振り変更

※ 4 時間のほか、4 時間と合わせ 7 時間 45 分 (1 日分) となる単位 (3 時間 45 分) 等を想定 (人事委員会規則等で規定予定)

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の附則の中で、静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部について「4 時間の勤務時間」を「半日勤務時間」とする改正を行う。

白
紙